

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第24条第1項
許認可等の種類	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可
法令の定め	<p>第24条第1項</p> <p>特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>漁港漁場整備法施行令第28条（都道府県等が処理する事務）</p> <p>次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第44条の規定により都道府県知事（第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港（その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。）に係るものについては、市町村長）が行うこととする。</p> <p>一 法第24条第1項後段の規定による許可 二～五（略）</p>
審査基準	<p>ア 他人の土地等への立入り又は使用が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要であると認められること</p> <p>イ 他人の土地等への立入り又は使用が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の区域内のものであること</p> <p>ウ 他人の土地等への立入り又は使用が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の期間内のものであること</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5<input type="text"/>日・月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 25<input type="text"/>日・月（知事(水産林務部水産局漁港漁村課))</p>
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第37条第1項
許認可等の種類	漁港施設の処分の許可
法令の定め	<p>第37条第1項</p> <p>漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。</p>
審査基準	<p>ア 漁港は、区域内の各種の施設が相互に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分に配慮がなされていること</p> <p>イ 漁港施設の処分は、次の各号の一に該当するものであること</p> <p>(ア) 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合</p> <p>(イ) (ア)以外の施設の処分のうち、本来の用途又は目的を妨げない限度においてする場合</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月 (各(総合)振興局長(産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係))</p>
処分担当課	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
申請先等	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
問い合わせ先	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係・水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ(電話番号：011-231-4111(内線28-320))
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第38条第1項
許認可等の種類	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可変更の認可
法令の定め	<p>第38条第1項</p> <p>国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。</p>
審査基準	<p>ア 漁港施設の利用の方法、利用料等の料率については、漁港管理者が行う通常の管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。</p> <p>また、利用料等は、収益性を求めず、次に掲げる事項を考慮した適正なものが設定されていること。</p> <p>(ア) 近傍類似の地代等</p> <p>(イ) 近傍民間施設の経営を圧迫しない範囲</p> <p>(ウ) 借入資金の返済等を含めた収支計画</p> <p>イ 公共的施設の性格を有する必要性があることから、利用料等の見直し期間の設定(原則2ヶ年)がなされていること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 5<input type="text"/>日・月 (各(総合)振興局長(産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係))</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 25<input type="text"/>日・月 (知事(水産林務部水産局漁港漁村課))</p>
処分担当課	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-320))
申請先等	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-320))
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	漁港漁場整備法
根拠条項	第39条第1項
許認可等の種類	漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可
法令の定め	<p>第39条第1項</p> <p>漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占有（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>漁港漁場整備法施行規則第12条〔申請書〕 漁港漁場整備法施行細則第4条〔申請図書〕</p>
審査基準	<p>(1) 漁港の維持管理又は海岸の保全管理に著しく支障を及ぼさないこと</p> <p>(2) 汚水の放流又は汚物の放棄の場合</p> <p>ア 当該漁港の機能に障害を及ぼさないこと。</p> <p>イ 生物環境に著しい悪影響をおよぼさないこと。</p> <p>ウ 人の健康に悪影響を及ぼさないこと</p> <p>エ 前記イ、ウについては、公害関係担当機関とも十分連絡調整を行い、他の法令等の規定に基づき、許可等の処分を受け、または届出をしている場合は、その内容を勘案するものとする。</p> <p>(3) 占有する場合は、公共施設（漁業協同組合が用地利用計画に基づき占有する場合を含む。）であるものを除き、永久又は半永久工作物の建設又は改良を目的とするものでないこと。</p> <p>ただし、当該工作物の敷地の状況に鑑み、漁港管理上、知事が特に必要と認めた場合を除く</p> <p>(4) 土砂採取の場合</p> <p>ア 土砂を採取する時期が、漁港の利用等に著しい障害を及ぼさないこと。</p> <p>イ 水域又は河川が汚濁し、この他資源保護その他に影響を及ぼさないこと。</p> <p>(5) 風力発電その他の再生可能エネルギー源による発電施設を設置し占有する場合『漁港区域における風力発電施設等設置許可審査要領』によること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>協議機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第7条第1項
許認可等の種類	海岸保全区域の占用の許可(漁港区域内に限る。)
法令の定め	<p>第7条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>海岸法施行規則第3条 [申請書] 海岸法施行細則第2条 [申請図書]</p>
審査基準	公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものである。
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	海岸保全区域内における行為の許可（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第8条第1項</p> <p>海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。</p> <p>二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。</p> <p>三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>海岸法施行令第2条〔許可を要しない行為〕 海岸法施行規則第4条〔申請書〕 海岸法施行細則第5、6、7条〔申請図書〕</p>
審査基準	当該行為の内容が、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものである。
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>協議機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第13条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。</p> <p>海岸法第14条 [海岸保全施設の構造基準] 海岸法施行細則第8条 [申請図書]</p>
審査基準	<p>1 海岸保全事業の計画促進に適合するよう調整されており、特に既設海岸保全施設の効果を減少することのないよう留意されていること。</p> <p>2 法第14条の規定に基づく構造基準に適合するよう調整されていること。</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 5<input type="text"/>日・月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 25<input type="text"/>日・月（知事(水産林務部水産局漁港漁村課))</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港土砂採取料等徴収条例
許認可等の種類	第3条
許認可等の種類	土砂採取料等の減免
法令の定め	<p>第3条</p> <p>知事は、採取又は占用の許可を受けた者の当該許可に係る行為が水域における採取又は占有であつて漁業の経営又は漁港の機能上欠くことのできないものであるときその他特別の理由があると認めるときはその土砂採取料等を減免することができる。</p>
審査基準	「北海道漁港土砂採取料等徴収条例及び漁港法施行細則の運用について」 (平成12年4月3日漁港第9号水産林務部長通達)
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月 (各(総合)振興局長(産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係))</p>
処分担当課	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
申請先等	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
問い合わせ先	<p>関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ(電話番号：011-231-4111(内線28-320))</p>
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港土砂採取料等徴収条例
根拠条項	第4条
許認可等の種類	土砂採取料等の返還
法令の定め	第4条 知事は、やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その土砂採取料等の全部又は一部を返還することができる。
審査基準	「北海道漁港土砂採取料等徴収条例及び漁港法施行細則の運用について」 (平成12年4月3日漁港第9号水産林務部長通達)
標準処理期間	総期間 1日・ <input type="text"/> 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1日・ <input type="text"/> 月 (各(総合)振興局長(産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係))
処分担当課	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
申請先等	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係
問い合わせ先	関係(総合)振興局産業振興部水産課漁港漁村(水産振興)係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ(電話番号：011-231-4111(内線28-320))
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道海岸占用料等徴収条例
根拠条項	第3条
許認可等の種類	占用料等の減免（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第3条</p> <p>知事は、占用の許可又は土石採取の許可を受けた者の当該許可に係る行為が漁業又は農業の経営上欠くことができないものであるときその他特別の理由があると認めるときは、その占用料等を減免することができる。</p>
審査基準	<p>「北海道海岸占用料等徴収条例の施行について」</p> <p>(平成12年4月3日砂防第16号建設部長・農政部長・水産林務部長通達)</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>協議機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道海岸占用料等徴収条例
根拠条項	第4条
許認可等の種類	占用料等の返還（漁港区域内に限る。）
法令の定め	<p>第4条</p> <p>知事は、占用の許可又は土石採取の許可を受けた者が法第12条第2項（法第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けたときその他やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該命令を受けた日又は当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。</p>
審査基準	「北海道海岸占用料等徴収条例の施行について」 平成12年4月3日砂防第16号建設部長・農政部長・水産林務部長通達
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>協議機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第4条第1項
許認可等の種類	漁港区域内の工作物の新築等の承認
法令の定め	<p>第4条第1項 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域（法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）において、工作物の新築、改築若しくは増築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>【参考】 北海道漁港管理条例による知事の指定する区域の指定（昭和32年5月9日 規則第616号）</p> <p>北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第4条の規定による知事の指定する区域を次のとおり定める。 漁港の陸域内で漁港基本施設から20メートル以内の地域及び満潮時（春分の日における満潮時をいう。）の水際線から50メートル以内の地域。</p>
審査基準	これまで承認事例がなく、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため設定していない。
標準処理期間	総期間 1日・ <input type="text"/> 月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ <input type="text"/> ） 協議機関 日・月（ <input type="text"/> ） 処分機関 1日・ <input type="text"/> 月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係））
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第12条第1項
許認可等の種類	甲種漁港施設の占用等の許可
法令の定め	第12条第1項 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、国が航行補助施設を設置する場合については、知事に協議することをもって足りる。
審査基準	ア 占用許可等の対象は、漁港施設の公共性から原則として国及び市町村又は水産業協同組合とする。ただし、「漁港関係補助事業により取得した漁港施設の財産処分の取扱について」（平成25年2月28日付け水漁第3042号水産庁長官通知。以下「処分通知」という。）及び「漁港施設用地の有効利用に係る取扱要領の策定について」（平成26年3月14日付け漁港第1176号水産林務部長通知。以下「取扱要領」という。）に基づく手続きを行った場合は、この限りでない。 イ 占用許可等の対象施設は、原則として法第3条に掲げる漁港施設及びその附帯施設とする。ただし、処分通知及び取扱要領に基づく手続きを行った場合は、この限りでない。 ウ 用地の占用にあつては、その目的が用地利用計画に定められた利用区分によるものであること エ 処分通知第5の1に該当する施設については、ア、イ及びウに係わらず占用許可を行うことができるものとする。ただし、個人に対する許可は行わないこと。 オ 用地以外の施設の占用にあつては、その施設の機能を阻害し、又は、漁港整備事業等に支障のないものであること
標準処理期間	総期間 1日・ <input type="text" value="月"/> （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ <input type="text"/> ） 協議機関 日・月（ <input type="text"/> ） 処分機関 1日・ <input type="text" value="月"/> （各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係 水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/gkg/ ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道漁港管理条例
根拠条項	第13条第1項
許認可等の種類	条例第13条第1項第2号に規定する者に係る甲種漁港施設の目的外使用の許可
法令の定め	<p>第13条第1項 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的（法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）以外の目的に使用しようとする者</p>
審査基準	<p>ア 漁港施設の公共性から原則として国及び公共団体又は公共的団体(以下「公共団体等」という。)であることとするが、使用許可の対象行為が国・道・市町村の後援・協力を得て行われる場合は、公共団体等以外の団体等であっても対象者としてすることができる。使用許可は、原則個人には行わないものとするが、漁業活動を目的とした使用であって、関係漁業協同組合長の同意がある場合に限り、個人に対して許可を行うことができるものとする。</p> <p>なお、公共的団体とは、水産業協同組合・商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、教育団体・青年団・スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等をいう。</p> <p>イ 甲種漁港施設の使用にあたって、漁業活動に支障とならないものであること</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日・<input type="text"/>月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>協議機関 日・月（<input type="text"/>）</p> <p>処分機関 1日・<input type="text"/>月（各（総合）振興局長（産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係）</p>
処分担当課	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
申請先等	関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係
問い合わせ先	<p>関係（総合）振興局産業振興部水産課漁港漁村（水産振興）係</p> <p>水産林務部水産局漁港漁村課漁港管理グループ（電話番号：011-231-4111（内線28-320））</p>
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/ ）